

平成28年度：事業報告書

平成28年度香川県暴力追放運動推進センター（以下暴追センターという。）の公益目的事業を事業計画に基づき実施したが、その概要は次のとおりである。

1 広報啓発事業

県民に暴力排除意識の浸透を図り、暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識を普及させるため、行政機関・事業所(企業)・関係団体等に対する不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習、被害防止講演の実施及び広報媒体等の活用、視聴覚教材等の無料貸出並びに暴力追放街頭パレード、キャンペーンの実施等の広報啓発事業を推進した。

【定款4条第1号、第2号関係】

広報啓発活動は、暴追センターの重要な公益目的事業の一つであり、香川県、香川県警察、香川県弁護士会、香川県防犯協会連合会及び香川県交通安全協会等の協力を得て、広く県民に対して暴排意識の高揚と浸透を図り、暴力団員等による不当な行為を防止するため、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を展開すると共に、不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演及び暴力追放街頭パレード、キャンペーンを実施する等の各種暴排活動を積極的に推進して、成果をあげることができた。

(1) 広報啓発事業実施状況と内容

- ① インターネットホームページ、新聞、テレビ、ラジオ、高松空港出発ロビー座席への掲示、兵庫町商店街でのデジタルサイネージ広告に加え、平成28年度からは、郵便局への現金持ち帰り用封筒の設置、琴電車内へのチラシポスの設置等により、暴追センターの相談窓口等の周知を図った。
  - ア 暴力団員等による不当要求行為や迷惑行為の防止対策「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」の広報
  - イ 暴力追放三ない運動・プラス1「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」プラスワン「暴力団と交際しない」の広報
  - ウ 香川県暴力団排除推進条例の基本理念「暴力団を利用しない！暴力団に協力しない！暴力団と交際しない！」の広報
  - エ 高松空港出発ロビーの座席72脚の背面に暴追センターの相談受理のポスターを掲示
  - オ 兵庫町商店街において、「暴追三ない運動+1」「相談受理」のデジタルサイネージでの広報
  - カ 高松市番町郵便局他2局に、暴追センター広告入り現金持ち帰り用封筒を設置
  - キ 暴追センターのイメージキャラクター「暴追マン」を製作
  - ク 琴電5車両（琴平線2車両、志度線2車両、長尾線1車両）内に、上記「暴追マン」を用いた広告チラシを設置
- ② 各種講習の実施と資料の配布、暴排ビデオの視聴

不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演、暴排キャンペーン等の実施と、広報資料の配布・暴排DVD視聴等により、暴力排除意識の高揚と不当要求防止対策の周知を図った。

#### ア チラシ

- ・ 暴力からあなたを守る。まずは相談！
- ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集
- ・ 暴迫センターの広報「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」
- ・ 不当要求防止責任者講習の広報「あなたの事業所を暴力団から守る講習です。」
- ・ 暴力団から少年を守るための広報「甘い誘いはワナ！！」
- ・ 民暴相談のしおり
- ・ クレーマー対策について他



#### イ ポスター・パンフレット

- ・ 暴力追放全国統一ポスター「不当要求は許さん！」
- ・ 暴力団拒否～暴力追放三ない運動・プラス1  
「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」「暴力団と交際しない」
- ・ 暴力団に喝！～暴力追放三ない運動・プラス1
- ・ 暴力団からの離脱支援「更正の誓いに差し出す支援の輪」
- ・ 民暴出張相談ポスター「離脱者のふみだす一歩 支える手と手」他

#### ウ 小冊子

- ・ 暴力団情勢と対策
- ・ 企業対象暴力の現状と対策
- ・ 行政対象暴力の現状と対策
- ・ 不当要求防止責任者教本
- ・ 暴力団排除条項活用のおすすめ 他

#### エ ポケットカレンダー

- ・ 全国優秀賞ポスター、県下最優秀賞標語「離脱者のふみだす一歩 支える手と手」

#### オ ビデオ

- ・ 暴排のシナリオ ～ ヤツらがあなたを狙ってる！
- ・ 断絶 ～ 企業の取引から反社会的勢力を排除
- ・ 鉄の砦 ～ 行政対象暴力に負けない組織づくり
- ・ 撃退 ～ 基本的対応要領
- ・ あなたはひとりじゃない ～ 総力結集で暴力団等の反社会勢力を排除しよう 他

#### ③ 暴力追放ポスター、広報紙、刊行物の配布

ポスター、チラシ、小冊子等不当要求防止対策資料を不当要求被害者、行政機関、地域・職域暴排団体、賛助会員等に配布

#### ④ 「暴迫センターだより」の配布

暴迫センターの活動状況、最近の暴力団情勢、不当要求の手口及び対応要領等を掲載した広報紙「暴迫センターだより」141号・142号を作成して、暴排団体、関係機関、賛助会員等に配布

- ⑤ 全国センターの広報紙「全国センターだより」の配布  
「全国センターだより」第78号、第79号、第80号、第81号を賛助会員等に配布

(2) 暴力追放ポスター・標語優秀作品の展示

平成28年9月20日～9月23日、県庁ロビーにおいて、優秀作品（ポスター11点、標語9点）を展示

(3) 表彰関係

① 暴迫センター会長表彰（平成28年5月27日）

個人：堀井実弁護士、秋月智美弁護士、筒井建策相談委員、廣瀬明弘相談委員

団体：（一社）生命保険協会香川県協会

② 全国暴力追放運動推進センター会長賞（平成28年11月29日）

暴力追放功労（銀章）大平 昇弁護士

暴力追放功労（銅章）河野賢一弁護士

暴力追放功労（職員）近藤博文

暴力追放功労（職員）額田弘義

③ 管区警察局長賞（平成28年11月18日）

個人：暴力追放功労 西山司朗弁護士

団体：暴力追放功労団体 香川県生保警察連絡協議会

〃 香川県企業防衛協議会

〃 香川県公益事業警察連絡協議会

④ 暴迫センター会長表彰（平成28年11月18日）

ア 暴力追放運動用ポスター優秀者（中・高校生の部） 5名

- ・ 最優秀賞 高松工芸高校2年生 末本琴乃（全国優秀）
- ・ 優秀賞 高松工芸高校3年生 ユージョイス
- ・ 優秀賞 高松工芸高校3年生 川村 聖
- ・ 優秀賞 高松工芸高校3年生 松場ひかり
- ・ 優秀賞 高松工芸高校3年生 高橋知子

イ 標語優秀者（中・高校生の部） 5名

- ・ 最優秀賞 高松工芸高校2年生 冨田愛梨  
離脱者の ふみだす一歩 支える手と手
- ・ 優秀賞 高松工芸高校2年生 植村拓矢  
手は貸すさ 借りるかどうかは 君次第
- ・ 優秀賞 高松工芸高校3年生 多田佳純  
その勇気 支えてあげたい 皆の手で
- ・ 優秀賞 高松工芸高校3年生 高橋知子  
社会へと ふみだす一歩を きみの手で
- ・ 優秀賞 高松工芸高校1年生 東原由樹  
やりなおす 気持ちがあれば 大丈夫



(4) ホームページでの広報、暴排ビデオの貸出及び図書の斡旋

① 暴排センターホームページ掲載内容 (<http://www.boutsui-kagawa.or.jp>)

- ア 不当要求と防止対策について
- イ 責任者講習実施について
- ウ 公益目的事業計画について 他

② 暴排ビデオの無料貸出 40本

- ア 撃退
- イ 暴排のシナリオ
- ウ 不当要求(手口と対応)
- エ 鉄の砦(行政対象暴力)
- オ あなたならどうする 他

③ 暴排資料・図書の貸出し、配布、斡旋

- ア 図書
  - ・ 危機管理の法理と実務(民事介入暴力対策の新たな地平)
  - ・ 個人情報保護と民暴対策(反社会的勢力情報の法理と活用)
  - ・ 民暴対策Q&A
  - ・ 公務員のためのクレーム対応
  - ・ 事例解説 教育対象暴力 他
- イ 資料
  - ・ 暴力団情勢と対策
  - ・ 行政対象暴力の現状と対策
  - ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集
  - ・ 暴力団排除条例で変わる市民生活
  - ・ 民暴対策とクレーム対応 他

(5) 暴力団排除・不当要求対策 ～ 暴排講演・講習実施状況

① 行政機関等に対する暴排講演・講習 ～ 27回 856名

【表1】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	H28. 5. 13	善通寺市役所責任者講習	37
2	H28. 6. 1	高松市役所住宅課研修会	22
3	H28. 6. 6	香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会総会	31
4	H28. 6. 8	四国地方整備局初任係長研修	23
5	H28. 6. 9	高松刑務所篤志面接委員講演会総会	12
6	H28. 6. 10	香川県社会福祉担当者研修会	17
7	H28. 6. 15	高松市役所住宅課研修会	23
8	H28. 6. 29	香川県公益事業・警察連絡協議会	31
9	H28. 7. 26	香川県暴力団排除推進協議会	85
10	H28. 8. 8	高松市役所責任者講習	46
11	H28. 8. 16	丸亀市役所責任者講習	35
12	H28. 9. 1	香川県職員暴排研修	91
13	H28. 9. 5	香川県職員責任者講習	37
14	H28. 9. 8	香川県職員責任者講習	38

15	H28. 9. 9	香川県社会福祉担当者研修会	17
16	H28. 9.30	四国地方整備局責任者講習	55
17	H28.10.18	さぬき市役所責任者講習	35
18	H28.10.21	香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会総会	19
19	H28.11. 7	香川県公益事業・警察連絡協議会	18
20	H28.11.11	高松刑務所離脱指導新任職員研修	8
21	H28.11.30	香川県社会福祉担当者研修会	17
22	H28.12. 7	生活保護における暴力団排除連絡協議会	19
23	H28.12.13	東讃保健福祉事務所責任者講習	20
24	H28.12.19	高松法務局エセ同和対策関係機関会議	31
25	H29. 2. 1	香川県多重債務者対策協議会	23
26	H29. 2. 7	四国少年院における特定生活指導研修	35
27	H29. 2.16	香川県公益事業・警察連絡協議会	31
合 計			856

② 事業所等に対する暴排講演・講習 ～ 50回 2,904名 【表2】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	H28. 4.21	アオイ電子観音寺工場責任者講習	59
2	H28. 4.26	高松南部飲食業組合通常総会講演	18
3	H28. 4.28	高松空港通り振興会講演	14
4	H28. 5. 9	宅地建物取引士法定講習	83
6	H28. 5.17	香川県建設業協会第68回定時総会	100
7	H28. 5.19	香川県銀行警察連絡協議会	33
8	H28. 5.30	香川県企業防衛協議会	50
9	H28. 5.31	企業対象責任者講習	42
10	H28. 6. 7	香川県証券警察連絡協議会総会	25
11	H28. 6. 9	建設産業団体連合会通常総会	80
12	H28. 6.17	香川県遊技業組合通常総会	70
13	H28. 6.24	高松地区保護司会研修会	100
14	H28. 7. 6	安全運転管理者暴排講演	95
15	H28. 7.11	企業対象責任者講習	52
16	H28. 7.12	香川県証券業協会新入社員暴排研修会	32
17	H28. 7.20	香川県被害者支援連絡協議会総会	50
18	H28. 7.22	安全運転管理者暴排講演	105

19	H28. 7. 29	(株)ケーネス暴排講習	49
20	H28. 8. 3	安全運転管理者暴排講演	109
21	H28. 8. 29	西日本高速道路エンジニアリング 四国(株)責任者講習	41
22	H28. 9. 7	香川県生保警察連絡協議会	22
23	H28. 9. 15	香川県銀行警察連絡協議会実務担当者勉強会	30
24	H28. 10. 4	(株)ティーガイヤ暴排研修会	15
25	H28. 10. 12	安全運転管理者暴排講演	60
26	H28. 10. 14	ヤマト運輸(株)責任者講習	20
27	H28. 10. 20	香川県農業協同組合中央会責任者講習	110
28	H28. 11. 1	香川県農業協同組合役員対象コンプライアンス研修会	85
29	H28. 11. 2	安全運転管理者暴排講演	76
30	H28. 11. 9	宅地建物取引士法定講習会	110
31	H28. 11. 17	四国域内JTグループ企業防衛研修会	37
32	H28. 11. 18	(株)大林組反社会的勢力排除研修会	60
33	H28. 11. 24	ネクスコ西日本責任者講習	75
34	H28. 11. 28	香川県銀行協会責任者講習	37
35	H28. 12. 1	香川県石油商業組合役員会暴排研修	28
36	H28. 12. 2	香川県銀行協会責任者講習	33
37	H28. 12. 6	香川県建設業協会高松支部暴力追放高松地区大会	100
38	H28. 12. 14	香川県損保・警察連絡協議会総会	50
39	H28. 12. 15	香川県遊技業協同組合経営者・店長等合同会議	90
40	H29. 1. 4	たかせんグループ新年会	150
41	H29. 1. 6	香川県建設業協会合同新年会	100
42	H29. 1. 19	香川県農業協同組合高瀬支店責任者講習	122
43	H29. 1. 27	暴力追放相談委員・モニター研修会	25
44	H29. 2. 7	安全運転管理者暴排講演	30
45	H29. 2. 17	証券業協会実務担当者勉強会	18
46	H29. 2. 21	日本政策金融公庫高松支店勉強会	26
47	H29. 2. 22	企業対象責任者講習	63
48	H29. 3. 13	高松市スポーツ振興事業団責任者講習	42
49	H29. 3. 14	高松市スポーツ振興事業団責任者講習	52
50	H29. 3. 15	香川県銀行警察連絡協議会実務担当者勉強会	31
合 計			2,904

③ 各種暴排の講演・講習活動等は、不当要求防止対策資料を提供するなどして行政機関対象に27回856名、事業所等対象に50回2,904名に実施した。

④ 暴力排除意識の浸透と不当要求防止対策の講演・講習

香川県警察、香川県弁護士会（民事介入暴力問題対策委員会）、賛助会員等の協力を得て、行政機関及び地域・職域団体等の各種会議、研修会等における講演・講習内容

ア 暴力団対策法による「行政対象暴力」からの被害防止

イ 「行政対象暴力」に対する「関係省庁申し合わせ事項」の要点と対応要領

ウ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の要旨と対応要領

エ 行政機関及び地域・職域団体等に対する暴力団員等による不当要求行為への対応要領

「行政対象暴力の現状と対策」「企業対象暴力の現状と対策」を活用

オ 安全運転管理者講習～交通事故に起因した暴力団等の不当要求防止対策

カ 公営・民営浴場からの「暴力団」、「入れ墨」排除の継続

キ 暴力団三ない運動・プラス1「暴力団を利用しない 恐れぬ 金を出さない」・「交際しない」の周知

ク 香川県暴力団排除推進条例の概要と基本理念である「暴力団を利用しない、協力しない、交際しない」の浸透

ケ 暴力団等の資金源封圧対策として「暴力団に金を得させない、暴力団に金を隠させない、暴力団に金を持たせない」の「新暴力追放三ない運動」の周知

コ 民暴被害者等に対し、暴追センター標語「暴力は、恐れぬ、迷わず、すぐ相談」により、「駆け込み寺」としての役割周知

(6) 暴力団排除街頭パレードとキャンペーンの実施 ～ 4回（三町ドーム、丸亀町商店街等）

① H28. 7. 1 社会を明るくする運動の啓発と街頭パレード

② H28. 10. 27 中野町暴力追放住民会議と街頭パレード

③ H28. 11. 1 暴力団排除推進旬間開始式と街頭キャンペーン

④ H28. 11. 25 瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議と街頭パレード

## 2 相談・助言(支援)事業

### 【被害の救済及び予防支援対策】

暴力団員等による不当要求行為の被害者、少年及び暴力団離脱希望者に対する相談・助言（支援）については、暴追センターを「駆け込み寺」として位置付け、面接・電話対応等により実施したほか、出前形式の「無料民暴弁護士出張相談所」を2カ所開設し、積極的に推進した。

地域・職域団体における暴力団員等の不当要求行為防止責任者に対する講習会では、弁護士を交えての質疑応答を設けるなど実効の上がる対策を実施した。

また、暴排功労のあった個人・団体の表彰等により、暴排気運の高揚を図った。

【定款第4条第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・7号関係】

(1) 暴力団等の排除と不当要求行為の防止のため、講演会・研修会等での相談・助言（支援）事業の実施状況

① 地域、職域で結成されている暴排組織・団体(企業)等が開催する総会・研修会等におい

て、暴力団員等の不当要求への対応要領について、暴力団排除用の各種小冊子、DVD等を配布、視聴して、暴排講演・講習等を実施し、参加者から相談等を受理した。

- ② かつて対立抗争事件を起こし、現在も活発な活動をしている指定暴力団の組事務所を区内に有する「瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議」や区内での暴力団員による拳銃使用殺人事件の発生を契機に結成された「中野町暴力追放住民会議」の総会・定例会（毎月）において、暴力団情勢等の情報交換や資料の提供等、地域に根ざした暴排活動を推進した。
- ③ 「瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議」、「中野町暴力追放住民会議」が、地区の枠を超えた「暴力追放街頭パレード」を実施した際、各種暴排ポスター・チラシ等を提供（配布）して、暴力排除意識の高揚を図り、各種支援を実施した。

(2) 地域暴排組織の支援・活動状況 ～ 26回 485名 【表3】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	H28. 4. 1	中野町暴追住民会議定例会	14
2	H28. 4. 3	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	8
3	H28. 4.26	高松市南部飲食業組合暴排講習	18
4	H28. 4.28	高松市空港通り振興会暴排講習	14
5	H28. 5. 6	中野町暴追住民会議総会	50
6	H28. 5.11	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	8
7	H28. 6. 3	中野町暴追住民会議定例会	9
8	H28. 6. 8	瓦町駅周辺地区暴力追放総会	50
9	H28. 7. 6	中野町暴追住民会議定例会	13
10	H28. 7. 8	瓦町駅周辺地区暴力追放会議総会	8
11	H28. 8. 3	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	7
12	H28. 8. 5	中野町暴追住民会議定例会	11
13	H28. 9. 2	中野町暴追住民会議定例会	12
14	H28. 9. 7	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	7
15	H28.10. 5	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	8
16	H28.10.27	中野町暴追住民会議暴排街頭パレード	80
17	H28.11. 4	中野町暴追住民会議定例会	10
18	H28.11. 9	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	7
19	H28.11.25	瓦町駅周辺地区暴力追放街頭パレード	80
20	H28.12. 2	中野町暴追住民会議定例会	11
21	H29. 1. 4	瓦町駅周辺地区暴排住民大会	4
22	H29. 1. 6	中野町暴追住民会議定例会	20
23	H29. 2. 1	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	7



24	H29. 2. 3	中野町暴迫住民会議定例会	11
25	H29. 3. 1	瓦町駅周辺地区暴力追放定例会	8
26	H29. 3. 3	中野町暴迫住民会議定例会	10
合 計			485

(3) 暴力追放相談の受理と助言解決活動状況

① 相談・助言受理件数の推移

暴迫センターが最重要事業として取り組んでいる暴力団員等による不当要求行為等の被害相談の受理は、暴迫センター設立（平成4年）以降、逐年増加傾向にあり、ここ数年間は800件～1,000件台となっている。

これは、平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ事項「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の浸透や、平成23年4月1日に「香川県暴力団排除推進条例」が施行され、企業等が暴力団等反社会的勢力との関係遮断を図るための相談が増加したためである。

平成28年度の相談総受理件数は、918件（前年比－41件）であった。この相談総受理件数のうち、96.3%（884件）を短期間に解決している。

② 解決要因

ア 香川県警察組織犯罪対策課をはじめ各署刑事課の支援、「香川県警察機動暴力対策班」による民暴事案現場への出動、事件検挙と被害者保護等の諸対策による。

イ 香川県弁護士会民事介入暴力問題対策委員会の弁護士約40名を「暴力追放相談委員」に委嘱し、民事的な事案に対する支援を受けたことによる。

ウ 民暴弁護士による毎月第2・第4火曜日の無料相談、年度2回の無料出張相談を実施し、複雑な事案への対応を図っていることによる。

③ 相談・助言受理件数の推移

【表4】

年度	H4	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28（前年比）
面接	161	284	332	369	530	567	631	705	656	844	616	620（-4）
電話	56	246	253	269	280	221	211	182	167	159	182	176（-6）
文書	0	4	12	4	17	17	17	8	42	80	161	122（-39）
合計	217	534	597	642	827	805	859	895	865	1,083	959	918（-41）

④ 月別相談受理件数 【表5】

月	H28年度	H27年度	月	H28年度	H27年度
4	56	116	10	88	67
5	64	54	11	106	104
6	82	104	12	89	60
7	66	78	1	81	50
8	55	70	2	84	104
9	65	67	3	82	85
小計	388	489	合計	918	959

⑤ 不当要求別相談内容 【表6】

	不 当 要 求 行 為	合 計	暴力団	暴力団 関係者	えせ同和 行 為 者	えせ右翼	その他
1	機関誌購読要求行為	2			1	1	
2	寄付金・賛助金の要求行為	7	3		1		3
3	物品購入の要求行為						
4	架空請求要求行為	8	1				7
5	因縁をつけての要求行為	80	8		1	1	70
6	債務履行要求・高利取立要求行為	64	4				60
7	融資の要求行為	43	1				42
8	紳士録の登録など要求行為						
9	製品の欠陥等の要求行為						
10	損失補填の要求行為	6	1				5
11	交通事故に絡む不当要求行為	52	2				50
12	示談交渉に介入した損害賠償要求行為	1					1
13	街宣活動予告等による不当要求行為						
14	挨拶の要求行為						
15	下請け契約不当要求行為	43					43
16	騒音・環境等の迷惑料要求行為						
17	競売その他の執行行為への介入要求行為						
18	公共工事の受注入札等要求行為						
19	許認可等の決定等要求行為						
20	生活保護費等の公的給付要求行為						
21	公共料金等不払い要求行為	2					2
22	行政サービスの提供要求行為	1					1
23	組事務所立退き	1	1				
24	離 脱	28	22				6
25	そ の 他	580	116	13	1	5	445
	合 計	918	159	13	4	7	735

⑥ 相談者の職業別の状況 【表7】

区分	要求の内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
		機 関 誌 購 読 要 求 行 為	寄 附 金 ・ 賛 助 金 の 要 求 行 為	物 品 購 入 の 要 求 行 為	架 空 請 求 要 求 行 為	因 縁 を つ け て の 要 求 行 為	債 務 履 行 要 求 ・ 高 金 利 取 立 要 求 行 為	融 資 の 要 求 行 為	紳 士 録 の 登 録 な ど 要 求 行 為	製 品 の 欠 陥 ・ 不 適 切 な 対 応 等 に 対 す る 要 求 行 為	損 失 補 て ん の 要 求 行 為 ・ 交 通 事 故 以 外	交 通 事 故 に 絡 む 不 当 要 求 行 為	示 談 交 渉 に 介 入 し た 損 害 賠 償 要 求 行 為	街 宣 活 動 予 告 等 に よ る 不 当 要 求 行 為	挨 拶 の 要 求 行 為	下 請 け 契 約 要 求 行 為	騒 音 ・ 環 境 等 の 迷 惑 料 要 求 行 為	競 売 そ の 他 執 行 行 為 へ の 介 入 要 求 行 為	公 共 工 事 の 受 注 入 札 等 要 求 行 為	許 認 可 等 の 決 定 等 要 求	生 活 保 護 等 の 公 的 給 付 の 支 給 要 求 行 為	公 共 料 金 等 不 払 い 要 求 行 為	公 共 サ ー ビ ス の 提 供 要 求 行 為	組 事 務 所 立 ち 退 き	離 脱 等	そ の 他	
業種別	合計																										
農業・林業・漁業	13				1		1				1																10
鉱業・製造業	13					3	5																			3	2
建設業	68		2		1	11	1				1					31											21
不動産業	46					4										1											41
産廃業	1																										1
公益事業	87	1	1			15		1			1														2		64
運輸業	23				1	1	8									2											11
貸金業																											
警備業	4							2																			2
卸業・小売業	48					18	7									1											22
飲食店業	11					3	1																				7
金融・保険業	332				1	7		42			3	50	1			2											226
旅館ホテル業	9					2						1															6
パチンコ業	1							1																			
ゴルフ業	3																										3
サービス業	60		2			2	8									2									1	1	44
娯楽業	3																										3
風俗営業業	3							1																			2
その他の産業	21				1	2	4																				14
国家公務員	19	1				2																1				7	8
都道府県職員	21							4																			17
市町職員	17				1	4																1	1				10
教職員	2				1																						1
学生																											
無職	68		2		1	3	10					1														12	39
不明	26					1	5									1										3	16
その他	19					2	6									1											10
合計	918	2	7		8	80	64	43			6	52	1			43						2	1	1	28	580	

☆ 相談者の職業別では、金融・保険業、公益事業、建設業、サービス業からの相談が多い。

☆ 行政機関(国、県、市、町)からの相談件数は、昨年に続き増加傾向にある。

⑦ 相談を端緒にした県警察に対する支援要請、事件検挙、中止命令等

相談事案の内、県警察に対して事件化に向けての相談、相談者、被害者に対する保護要請等を実施したのは33件であった。

その内、事件検挙となった事案はなかった（昨年対比 - 3件、- 4名）。

また、中止命令発出は2件2名（不当贈与要求行為、脱退妨害 昨年対比 + 1件）であった。

⑧ 民暴弁護士無料相談等

ア 民暴弁護士による無料相談（毎月第2、第4火曜日午後）は、相談者の精神的不安を除去し、対決意欲を高めての解決ができ、好評を得た。

イ 民暴弁護士案件として対応依頼した相談件数は、69件（昨年対比+1件）であり、いずれも解決した。

このほか、民暴弁護士からのアドバイスを得て解決を図った。

(4) 民事介入暴力出張相談所の開設

平成28年10月26日（水）、11月4日（水）に、県下2箇所です民事介入暴力出張相談所を開設し、17件、25人からの相談を受理した。

(5) 暴力団離脱・社会復帰支援対策

暴力団からの離脱社会復帰を図るため、平成28年10月21日（水）に、高松公共職業安定所、高松刑務所等13団体による香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会情報連絡会を開催した。

また随時、高松刑務所入所中の受刑者の中で、暴力団からの離脱を希望している者に対し、離脱に向けての面接指導を実施した。

離脱・就労成功事例～暴力団から離脱し、就労を希望する者からの相談に基づき、警察本部と連携して組織から完全に離脱させた上、高松保護観察所等と連携して稼働先を紹介し、現在も継続稼働中。（2件2名）

暴力団離脱者一時援助費支給 2件2名 6万円

(6) 少年に対する暴力団の影響排除と相談受理時の指導・助言状況

① 少年に対する暴力団への加入阻止、組員の離脱促進及び更生援助・就職支援の指導・助言

② 高松刑務所の受刑者に対する暴力団離脱と社会復帰教育については、専務理事が「篤志面接委員後援会理事」として支援した。

3 講習、研修事業

【不当要求による被害防止対策】

暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の浸透・定着化を図るため、不当要求防止責任者に対する講習及び少年指導委員に対する研修を実施した。

【定款第4条第7号、第10号関係】

(1) 不当要求防止責任者講習実施状況

香川県公安委員会からの受託事業として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条により事業所が公安委員会に届け出た「不当要求防止責任者」に対し、県警察、民暴弁護士と暴追センターが一体となって不当要求防止責任者講習を実施した。

① 選任時講習・定時講習実施状況

【表8】

年度別	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施回数	26回	24回	24回	24回	25回
受講者総数	1,057事業所	742事業所	906事業所	850事業所	1,011事業所
選任時講習 (事業者数)	18回 (773事業所)	14回 (440事業所)	20回 (679事業所)	13回 (473事業所)	10回 (473事業所)
定時講習 (事業者数)	8回 (284事業所)	10回 (302事業所)	4回 (227事業所)	11回 (377事業所)	15回 (538事業所)

  

年度別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	開始以来延数
実施回数	23回	23回	22回	22回	522回
受講者総数	1,033事業所	978事業所	1,172事業所	1,102事業所	18,904事業所
選任時講習 (事業者数)	12回 (572事業所)	17回 (682事業所)	19回 (853事業所)	21回 (980事業所)	346回 (12,921事業所)
定時講習 (事業者数)	11回 (461事業所)	6回 (296事業所)	3回 (319事業所)	1回 (122事業所)	176回 (5,983事業所)

② 選任時講習

選任時講習は、暴力団対策法の規定により国、県、市等の行政機関、建設、運輸、不動産、サービス業等の企業内において選任し、公安委員会に選任届がされた不当要求防止責任者を対象に21回980事業所に対して実施した。

③ 定期講習

定期講習は、選任時講習後おおむね3年が経過している不当要求防止責任者を対象に1回122事業所に対して実施した。

ア 行政機関の役職者及び職員に対しては、行政対象暴力に対する「関係省庁の申し合わせ事項」と、平成24年8月1日公布の暴力団対策法の一部改正による行政対象暴力からの被害防止内容の浸透と定着化を図るため、「行政対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

イ 各企業の責任者に対しては、平成19年6月の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せの「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の更なる浸透と定着化を図るため、反社会的勢力関係遮断の「チェックリスト」等を活用して、「企業対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

クレーマー社会の出現に伴い、各事業所に対するクレームが多発していることに鑑み、「クレーマー対策」と「有事の対応要領」を盛り込んだ講習は、「対応の基本、要領が分かった。」と好評を得ている。

(2) 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員等の合同研修会

平成28年1月22日、高松東急 REI ホテル会議室において、暴追センターの相談事業の活性化を図るため、香川県警察組織犯罪対策課長、香川県弁護士会民暴委員長を招いて、暴力追放モニターと暴力追放相談委員(保護司・少年指導委員)の合同研修会を開催し、暴力団等排除意識の高揚、連携を強化した。

① 暴力追放相談委員及びモニター合同研修内容

ア 挨拶

- ・ 香川県警察本部組織犯罪対策課長挨拶
- ・ 暴追センター専務理事挨拶

イ 講演

- ・ 香川県弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員長  
演題～「反社会的勢力からの不当要求防止対策要領について」

ウ 暴排ビデオ視聴

- ・ 暴力追放啓発用ビデオ「暴排のシナリオ」

エ 協議検討・意見交換

- ・ 協議検討では、暴力追放相談委員(保護司、少年指導委員)及びモニターから、地域における活動状況並びに意見要望等について報告を受け、協議検討を行った。
- ・ 「香川県暴力団排除推進条例の運用」、「暴力団排除住民会議のあり方」「機関誌購読料要求拒否」、「暴力団員の離脱支援・就業」等について実践活動状況の報告
- ・ 香川県警察、香川県弁護士会(民暴弁護士)、暴追センターとの連携のあり方等について、活発な意見が寄せられた。

4 助成、貸付事業

【救援対策】

暴力団員等の不当な行為による被害者に対する見舞金等の支給、民事訴訟の支援等の救援を行う事業であり、民事訴訟支援を積極的に実施して解決を図った。

【定款第4条第9号関係】

(1) 被害者に対する見舞金の支給状況

平成28年度は、被害者に対する見舞金の支給は無かった。

(2) 民事訴訟支援状況

① 年度別訴訟支援状況

【表9】

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
訴 訟 数	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	2	5	6	0	2
勝訴(和解)	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	1	6	3	2	2

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	累計
訴 訟 数	4	2	2	2	2	3	2	1	90件
勝訴(和解)	2	3	2	2	3	3	2	1	89件

② 民事訴訟支援 受理1件・継続1件

- ア 継続中の、暴力団組長等に対する不動産競売申立事件（継続）
- イ 貸付金返還請求事件（継続）
- ウ 損害賠償請求事件（相手側の最高裁上告棄却確定）

③ 訴訟費用の貸付

貸付金返還訴訟提起のための費用 1件50万円貸付

(3) 地域・職域の暴力追放組織に対する暴力団追放活動助成金支給状況

中野町暴力排除住民会議等 5件 14万円

5 調査、資料収集事業

【効果的な広報啓発、不当要求行為防止活動対策】

暴力団員等による不当な行為の防止に関する知識の普及、思想の高揚を図るための広報啓発及び地域・職域における暴排講習・講演活動等を効果的に実施するため、調査、資料収集及び各種研修会への参加等により、本事業を推進した。

【定款第4条第1号関係】

調査及び資料収集事業については、全国暴追センター会議、四国ブロック弁護士会民暴対策委員会等への参加、香川県警察、香川県及び他府県暴追センターとの情報交換、暴力団情勢の調査及び資料収集を行い、その内容を各事業に反映させた。

(1) 暴力団等の排除、予防に資するための調査と資料収集

暴力団等に関する情報収集、効果的な暴排活動については、行政機関・事業所等に対する、「不当要求防止責任者講習」の実施要領、暴力団員による不当な行為の手口と対応要領及びセンター業務全般についての調査・研究活動を行った。

① 香川県暴力団排除推進協議会（7月26日：警察本部6階大会議室）

暴力団情勢、暴排施策の推進状況報告

講演 ～住民の勇気がもたらしたもの～道仁会本部事務所撤去事件を終えて 梶島 修  
弁護士

② 香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会（10月17日：警察本部6階大会議室）

相談業務担当機関暴力団排除・情報交換

- ③ 暴力団離脱・社会復帰支援協議会情報連絡会（10月21日：東急REI ホテル会議室）  
広域就労支援協定入会の承認、離脱・就労指導要領の協議等
- ④ 生活保護における暴力排除連絡協議会（12月7日：県庁本館12階会議室）
  - ア 最近の暴力団関係相談について
  - イ 実務担当者による協議
- ⑤ 平成28年度えせ同和行為対策関係機関連絡会（高松法務局人権擁護部主催：12月19日  
高松法務局1階会議室）  
えせ同和行為に関する情報交換等
- ⑥ 平成28年度香川県多重債務者対策協議会（2月1日：県庁本館12階会議室）  
多重債務問題改善プログラムの対応状況について
- ⑦ 四国ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会（11月15日：四国管区警察局）  
暴追センター活動上の問題点・対策、事例発表
- ⑧ 四国ブロック内民暴対策委員会連絡協議会（2月24・25日：松山市弁護士会館）
  - ア 講演「四国管区内の暴力団情勢について」四国管区警察局広域調整第一課長
  - イ 講演「暴対法第31条の2に関する事例報告～極東会事件、住吉会事件」大野徹也弁護士
- ⑨ 全国暴追センター研修会
  - ア 全国暴力追放運動中央大会（11月29日：明治記念館）  
講演～「暴力も犯罪もないまち～やさしく安心なまち」日本ガーディアン・エンジェルス 理事長 小田啓二
  - イ 全国相談員・責任者講習担当者研修会（7月15日：グランドヒル市ヶ谷）  
協議～「各県暴追センター活動事例等」  
講演～「暴追センター相談・講習活動拡充の道筋」府中刑務所篤志面接委員中林喜代司
  - ウ 暴追センター専務理事・事務局長会議（9月2日：グランドヒル市ヶ谷）  
講演～「高松での組長訴訟について」上枝康弁護士
- ⑩ 民事介入暴力対策福島大会（11月11・12日 福島市 辰巳屋）  
協議事項「復興暴排～復旧・復興事業からの暴力団排除」
- ⑪ 民事介入暴力対策徳島大会（6月3日：徳島市 グランヴィリオホテル）  
協議事項「組長責任の追及～暴対法第31条の2を中心に」
- ⑫ 香川県警察との連携強化を図るための事業活動（12月16日）  
知能犯・暴力犯捜査専科生に対する講義  
「企業・行政対象暴力事案の現状と不当要求防止対策について」

(2) 暴力追放モニターを運用しての調査と資料収集

モニターの運用にあつては、地域・職域における活動状況及び暴力団等からの不当要求及び民事介入暴力等暴力団情報の通報を受け個別に対応している。

- ① タクシー会社、ホテル、料理店等に対しての職場指導の実践と調査・資料収集
- ② 暴力団組事務所に対する監視活動の実践による調査・資料収集  
暴力団組事務所の特異動向の監視と違法駐車対策における通報等について

6 公益事業実施のための財源に係る賛助会員入会・退会状況

暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会を実現するための当センターの活動に賛同され、平成28年度に新たに入会された会員、支店の統合・合併等により退会された会員は次のとおりである。

- ① 新規会員  
17会員（個人 16会員・企業、団体 1会員）



(資料 8：平成28年度新規加入賛助会員名簿のとおり。)

- ② 退会会員  
15会員(個人 11会員、企業・団体 4会員)

- ③ 会員累計数 【表10】  
平成28年度は、企業・団体72会員、個人449会員、合計521会員である。

区 分	加 入	退 会	平成28年度	平27年度
企業・団体	1	4	72 (-3)	75
個 人	16	11	449 (+5)	444
計	17	15	521 (+2)	519

- ④ 賛助会員証の交付  
暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会の実現のための当センターの活動に賛同された新規会員に対し、会員証等を交付した。  
以 上